

ごあいさつ

平成27年のJA群馬県大会で決議された基本目標の実現に向けて、当JAでは中期経営計画を策定し、「稼げる農業を創造して、次世代へ農業を継承できるJA」「組合員とJAが協同して、地域から頼りにされ、当てにされるJA」を目指し、各業務に取り組みました。

自己改革2年目となる平成29年度は、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」をさらに強化すべく、ICT（情報通信技術）を利用した栽培技術の向上にも取り組みます。また、外部コンサルタントとともに検討した、支店・施設運営の最適化の方向について、年度内に結論を出す計画です。

平成26年度から取り組んでいる、CS（顧客満足度）・現場営業力強化への取り組みは引き続き継続し、組合員・利用者の皆さまに満足していただけるよう、活動を進めていきます。

農業・JAをめぐる情勢では、米国を除いた11カ国による発効を目指す、環太平洋経済連携協定（TPP）の行方、日米間の自由貿易協定（FTA）の今後の動向等、さらに農業者人口の減少・高齢化等、課題が山積しています。

当JAは今後におきましても、JA本来の役割をしっかりと果たし、組合員・利用者の皆さまとの絆を深め、信頼されるJAを目指して、しっかりと取り組んでいく所存ですので、皆さまの変わらぬご支援、ご指導をお願い申し上げるとともに、皆さまのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

多野藤岡農業協同組合
代表理事理事長 浦部正義

1. JAたのふじの経営理念

大地に根ざした活動を通じ、地域と共に歩み、地域を創り、地域から選ばれるJAとして、地域に貢献するべく、以下の基本理念を掲げています。

1. 地域振興 食と農を守り、地域の発展に貢献します
2. 営農経済 自然と農業を核として地域農業の発展に貢献します
3. 組合員活動 組合員や地域住民との一体感を強化します
4. 暮らしの充実 地域に根ざした相談機能で皆様の暮らしを充実したものにします
5. 経営管理 地域に信頼される、必要とされる組合の構築に取り組みます

・基本方針

当組合は、一昨年のJA全国大会、JA群馬県大会で決議された、JAグループ自己改革の3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に真摯に取り組めます。特に「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を最重点課題とし、JAの果たすべき役割を認識するとともに、地域への貢献を実践します。

また、平成29年度は中期経営計画の2年目となり、昨年からの取り組みをさらに強化し、積み残した課題についても実践を始めます。重要性の高い課題である「営農の強化」では、改革プロセスの実践、PDCA（進捗管理のシステム）サイクルを確立させます。

2. 経営方針

(1) 営農・販売事業

1. 事業方針

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足等が進み、耕作放棄地の増加による農業基盤の縮小や平成30年度産米から生産数量目標配分の見直し等、非常に変動が激しく厳しい状況にあります。

JAでは、このような状況をふまえ「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の目標を実現するために以下の項目を目指します。

- ① 地域農業の強化に向けた販売戦略の実践
- ② 安全・安心な農産物生産の充実・強化
- ③ 担い手及び新規就農者への支援活動
- ④ 地域に根ざした農業振興や社会活動への貢献
- ⑤ 6次産業化を見据えた多様な活動

(2) 購買事業

1. 事業方針

中期経営計画に基づき「農業者の所得増大」を購買事業の基本目標に掲げ、営農・経済の連携による予約購買の充実をはかり、組合員のニーズを把握して組合員及び地域消費者に貢献できる購買事業を目指します。

- ① 相談機能により組合員のニーズに合った資材の提供
- ② 農業生産コスト軽減を目指した購買事業
- ③ 組合員・地域消費者に安心安全な商品提供する事業展開

(3) 信用事業

1. 事業方針

J Aたのふじ中期戦略をふまえ、「農業者の所得増大」をはかるため、農業メインバンクとして、担当者の対応力向上及び総合事業体としての強みを活かしたメリットを提供していきます。

去年は、日銀のマイナス金利導入に伴い、金利が低下しましたがサマーキャンペーン及びウインターキャンペーン等を中心に貯金の増強に取り組んでいきます。

- ① 農業所得増大・地域活性化に資する対応力強化
- ② 事務の集約化をはかり、営農経済事業と連携がとれる環境整備
- ③ 地域利用者への金融商品・サービスの提供・地域貢献

(4) 共済事業

1. 事業方針

平成29年度は、今次3か年の中間年度であり、揚げた各種目標の達成に向けた重要な年度です。

そこで、総合渉外を主とした世帯担当制の導入と Lablet's (共済専用端末機) を徹底活用した担当世帯全戸への「3Q訪問活動」及び世帯内加入に対する「はじまる活動」を積極的に展開すると共にエリア戦略に基づく支店ごとの推進活動の浸透・定着による「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供に取り組めます。特に「ひと」保障は重点取組事項として強化をはかります。

併せて、総合渉外・スマサポの「推進チャンネルの強化」にも取り組めます。そして、この取り組みを通じて事業量目標（推進総合目標、重点施策目標、長期共済部門目標、契約者数目標）の達成と事業基盤の維持・拡大をはかります。

- ① 3Q訪問活動とはじまる活動の強化による接点創出と基盤拡大
- ② 保障性仕組みの提案強化から「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供
- ③ 戦略的な推進チャンネルの強化
- ④ エリア特性に応じた支店ごとの推進活動の実践
- ⑤ 推進研修の取り組み
- ⑥ 共栄火災との連携によるJ A共済補完機能の強化
- ⑦ コンプライアンス体制の継続的な取組強化
- ⑧ 推進広報・地域貢献活動の取り組み
- ⑨ 契約者奨励要項に沿った招待会へのご案内

(5) 農業経営事業

1. 事業計画

J Aたのふじ管内のイチゴ生産量の確保と有利販売を維持することを目的として、新規就農者の確保と栽培技術の向上をはかるため、下記の事業を行います。

- ・ 平地におけるイチゴ苗の試験栽培
- ・ 研修圃場でのイチゴ試験の継続
- ・ 研修生への支援
- ・ ICT（情報通信技術）の導入と利用によるデータ収集

(6) 組合員や地域から必要とされる組織づくり

1. 広報活動の強化

- ① 読まれることを意識した、広報誌「たのふじ」の充実
- ② 日本農業新聞やラジオを通じた対外広報活動の積極的展開
- ③ 定期的なホームページ更新による新鮮な情報の提供

2. 組合員加入促進

- ① 農業協同組合運動への理解浸透と参加及び参画の促進

3. 女性組織の活動促進による人づくり

- ① 活動の充実と積極的なPRによる会員増加運動
- ② 伝統料理教室等の食育を通じた親子の絆を深める活動
- ③ 地域貢献活動やボランティア活動への取り組み

(7) 地域に根ざした相談活動で皆さまの暮らしの充実

1. 組合員の資産管理及び運用の相談・支援

- ① 組合員の立場に立った、顧問弁護士・税理士による法律、税務相談機能の充実

(8) 地域に信頼・誇れる組合構築に取り組み

1. マネジメント・サイクルの適正実施

- ① ビジョンから行動計画までの結びつけ
- ② C（チェック）から始まるPDCA

2. 人材育成

- ① 独自のCDP（教育体系）の確立と職員の意識改革
- ② 活力ある職場づくりの取り組み

3. JA経営の健全化向上と実践

- ① 健全経営にふさわしい経営体制の確立
- ② BCP（事業継続計画）・施設安全確保に向けた対応
- ③ 支店・営農施設・店舗体制の再構築に向けた検討

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、女性会等から理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

また、農協法の理事構成要件の改正を踏まえ、業務執行体制を見直し、地域農業の担い手や実践的な能力を有する者も登用拡大に向けて取り組みます。

4. 事業の概況（平成 28 事業年度）

農業・JAをめぐる情勢では、従来からの農業者人口の減少や高齢化が進んでいる一方で、大規模化・法人化が進展し、農業構造が急速に変化しています。そのような中、改正農協法の成立や米国・トランプ政権による環太平洋経済連携協定（TPP）からの離脱、規制改革推進会議による農協改革の提言等、農業情勢は先を見通すことが困難になっています。また、平成28年4月の熊本地震、8月の台風10号の豪雨被害が北海道、東北地区で発生し、農作物や農業施設に甚大な被害をもたらしました。

JAグループ群馬では、平成27年11月に第40回JA群馬県大会を開催し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を3つの基本目標として、「組合員が実感できる自己改革の実践」に取り組んでいくことをJAグループ群馬の総意として確認しました。

その実践初年度となる平成28年度、JAたのふじでは中期経営計画を策定し、「稼げる農業を創造して、次世代へ農業を継承できるJA」「組合員とJAが協同して、地域から頼りにされ、当てにされるJA」を目指し、業務に取り組みました。

農業生産振興対策では、研修用ハウスでのイチゴ試験栽培に取り組みました。また、ICT（情報通信技術）を利用した「スマートアグリ」の実施に向け、研修会に参加するとともに、環境モニタリング機器について調査および試験導入を行いました。

資本投下による老朽化施設の集約を目指した取り組みでは、組合保有資産の評価と資源再配分の検討について、外部コンサルタントとともに、ファシリティマネジメント（総合的な施設等管理手法）を用いた検討を続け、施設運営の最適化に向けたシナリオ構築に取り組みました。

平成26年度から導入しているCS（顧客満足度）・現場営業力強化への取り組みは、本店担当職員によるアドバイスで、各支店の「自走」がさらに進みました。これから、お客さま第一を念頭に置き、活動を進めていきます。

今後におきましても、JA本来の役割をしっかりと果たし、組合員・利用者の皆さまとの絆を深め、信頼されるJAを目指していく所存でありますので、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げ、ご報告といたします。

主な事業概要

イ. 営農・販売事業

（1）地域農業の強化に向けた販売戦略の実践

- ①農事組合法人に作付を推進し、加工用タマネギの契約出荷を行いました。
- ②新規需要米の説明会を開催し、飼料用米への推進を行いました。（2回開催）
- ③行政や系統機関の主催するイベント・PR活動に積極的に参加しました。
- ④県内の直売所と連携して地元農産物の有利販売に結び付きました。
- ⑤米麦乾燥施設（カントリーエレベーター・ライスセンター）にコンサルタントを導入し、施設運営について検討しました。
- ⑥牛乳及び牛・豚肉の消費拡大運動を実施しました。
- ⑦藤岡ネギ部会に生産者3名が加入しました。また、補助事業による機械導入で出荷増加を見込み、新規市場開拓による有利販売を行いました。

（2）安全・安心な農産物生産の充実・強化

- ①トマト等に非破壊糖度計「おいしい果」を導入し、糖度検査のデータ化を可能にしました。
- ②農産物の放射性物質残留・農薬残留の自主検査を実施しました。
- ③米麦栽培履歴点検チェックシートを使用して、生産工程点検を実施しました。
- ④牛流行性下痢・豚流行性下痢疾病対策として消毒薬を配布しました。
- ⑤水稻用肥料・除草剤のサンプル試験を実施しました。
- ⑥県農産物安全検査が実施され、残留農薬事案が発生しましたが、危機管理マニュアルに基づき対処しました。

（3）担い手及び新規就農者への支援活動

- ①農業への早期定着化を目的に、新規の露地ナス栽培対象者へ向けて現地講習会を行いました。（新規対象者10名・全7回実施）
- ②夏秋ナスの指定産地価格安定事業に加入しました。
- ③イチゴ新規就農希望者への説明会を実施しました。

- ④稲作講習会を開催しました。
- ⑤野菜の生産振興及び新規栽培者の掘り起こしに向けて、オクラ・カキナ・アスパラナ・タマネギ・ミズナ・ハウレンソウ・チヂミハウレンソウの栽培講習会を行いました。
(参加者合計46名)
- ⑥露地ナスを対象に天敵による病害虫防除及び追肥作業の省力化肥料について、結果報告を含めた研修会を実施しました。
- ⑦原発事故対策として、きのこ生産者の東京電力への賠償請求及びオガ粉価格高騰分について請求事務をサポートしました。
- ⑧きのこ生産振興として「群馬県特用林産施設体制整備事業」「特用林産物生産活力アップ事業(原木共同購入支援)」等の補助事業に取り組みました。
- ⑨スマートアグリ実施に向け、研修会に参加するとともに環境モニタリング機器について調査及び導入検討を行いました。
- ⑩施設キュウリ・施設イチゴについて天敵による害虫防除に係る巡回指導を行いました。
- ⑪施設キュウリ(促成)追肥肥料のサンプル試験を行いました。
- ⑫農地の貸借について、円滑に進むよう関係機関への書類提出作成の支援を行いました。
- ⑬組合法人連絡協議会を発足し、先進地施設の見学や勉強会を開催しました。
- ⑭記帳代行の試験運用を始めるとともに、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を導入しました。
- ⑮農業労災の安全講習の取り組みを開始しました。

(4) 地域に根ざした農業振興や社会活動への貢献

- ①地産地消として、藤岡市の学校給食へナスを供給し、食育を行いました。
- ②多野藤岡きのこ振興協議会と協力し、銀座の「ぐんまちゃん家」にて、消費宣伝活動を行いました。
- ③有機農産物・有機食品の宣伝啓蒙活動として有機大豆を原料とした納豆作り・豆腐作り体験教室を行いました。
- ④蚕マラソンにて藤岡産麦豚を使用したポークフェスタを実施しました。
- ⑤藤岡市のふるさと納税の返礼品として、イチゴ「やよいひめ」「ふじ娘トマト」の登録をしました。

(5) 6次産業化を見据えた多様な活動

- ①生産者の干し芋を製品化し「黄金物語」として販売協力をしました。
- ②多野藤岡有機農業推進協議会では、会員が生産した有機ニンジンのジュース販売に協力しました。

ロ. 購買事業

(1) 地域に根ざした営農経済活動の強化

- ①各地区に出向いた機械整備講習会を実施しました。
- ②藤岡市プレミアム商品券(高山社)の取り扱いに参加しました。
- ③入野支店駐車場において自動車・農機・ガス・太陽光発電システムの展示即売会を実施しました。
- ④大口農家を対象に、水稻肥料と改良剤をブレンドした肥料を中心に推進しました。
- ⑤吉井支店・四季菜館新町・あぐり中部において「健康体感館」を開設し、組合員及び地域の皆さまに低周波医療機器等を体感していただきました。
- ⑥四季菜館新町の駐車場を整備し、利用者の利便性の向上につとめました。
- ⑦四季菜館冬桜のトイレを改修整備し、利用者の衛生・利便性の向上につとめました。
- ⑧各支店や店舗において、窓ガラス改修・メガネ・補聴器の展示会を実施しました。

(2) 農業生産コスト軽減を目指した農協活動

- ①平成28年6月・11月の肥料価格改定により価格引下げを実施し、コスト軽減につとめました。
- ②第2回アグリシードリース事業により組合員へ有利な機械供給を勧めました。
- ③7月16・17日の全農アグリマシンプフェアに参加し、最新農機具を来場者に提案しました。
- ④園芸課と連携して、生產品目別に推進及び土壌分析による施肥相談会を実施し、効率の良

い施肥品目等を提案しました。

- ⑤ 1月31日野菜集送センター吉井において、吉井野菜部会員を対象に、最新機械の展示実演会を開催して生産効率化を提案しました。
- ⑥ 予約注文書にJA推奨肥料を設定し、組合員に低価格肥料を供給しました。

ハ. 信用事業

(1) 利用者利便性の向上

- ① 旧新町支店のATMブースを再オープンして、JAたのふじ管内ATM機(ふじ娘館を除く)の利用時間帯を8時～21時に拡大し、顧客ニーズとCS(顧客満足度)向上をはかりました。
- ② 県内ネット取引までのATM機能を全国ネット(定期取引・通帳による入金・キャッシュカードによる振込等)まで拡大をはかり、通帳発行ユニットを搭載しました。
- ③ JA群馬担い手サポートセンター設置に伴い、農業融資に対する利子補給強化及び基金協会の保証料全額助成が適用されるため、組合員が利用しやすくなりました。
- ④ インターネットからのJAネットバンク(個人向け)利用申し込みを開始しました。

(2) 利用者基盤の拡充・再構築

- ① 専門的な金融知識を合わせ持ち、幅広い利用者層から信頼される人材の育成の一環として、信用事業業務検定試験・銀行業務検定試験に積極的に取り組みました。
- ② 中・長期的な顧客基盤の拡大をはかるため、FPP活動(JAたのふじファンを1人でも多くする活動)を職員全員で取り組みました。
- ③ 定期積金専用受取書を導入し、集金業務管理及び事務統一の徹底をはかりました。

(3) 地域シェア向上・事業量の確保

- ① 金利上乘せ及び農畜産物が抽選で当たる「JA貯金特別推進運動」を夏・冬と展開して個人貯金の増加につとめました。
- ② 毎月1回、休日ローン相談会を8支店で開催して、109名の融資相談に対応しました。(融資相談金額8億9千万円)
- ③ 年金受給資格が到来する利用者や年金に不安を抱えている利用者に対し、全支店で年金相談会を計10回開催しました。167名の相談があり、133名の予約をいただきました。(年金見込額約3,417万円)

ニ. 共済事業

(1) 3Q訪問活動とはじまる活動の連動による世帯内深耕と取り組み強化

- ① 世帯担当制・Lablet's(共済専用端末機)を活用した担当世帯全戸への「3Q訪問活動」を徹底し、組合員・利用者の保障拡大に取り組みました。
- ② 既加入世帯内の未加入者に対する「はじまる活動」の取り組み強化と他事業利用者等の未加入者(世帯)との接点確保による保障提案に取り組みました。
- ③ 平日の面談や来店困難な組合員・利用者の利便性を考慮した新たな接点づくりのため、休日に営業活動を行いました。
- ④ 4年連続で4部門(推進総合・長期共済・短期共済・重点施策)達成することができました。

(2) 「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供 ～ 「ひと」保障の取り組み強化

- ① セグメント(世代・性別)別のモデルプランによる、組合員・利用者一人ひとりのニーズを踏まえた提案を実践しました。
- ② こども共済をきっかけとした、次世代層・シニア層との世代を超えた接点強化により3世代にわたる保障点検を実施しました。
- ③ 他社の加入状況を踏まえた総合的な保障見直し(あんしんチェック)を実施しました。
- ④ 多発する自然災害への万全な保障提供に向けて、仕組改訂のご案内を契機とした建物に対する保障点検を徹底することで、「いえ」保障の未保障・低保障世帯の解消をはかりました。
- ⑤ 総合渉外が行う「自動車共済お見積りキャンペーン」による、未加入車両情報の収集と、これを活用した他社損保からの自動車共済への切替提案に取り組みました。
- ⑥ スマサポ(共済窓口担当者)によるグレードアップ提案強化を行い、クルママスター占有率

の向上をはかりました。

⑦共済代理店への巡回・督励強化による、自賠責・自動車共済の実績拡大をはかりました。

(3) 推進体制強化による総合渉外の生産性向上

①総合渉外実績占有率100%を目指した総合渉外推進体制の構築をはかりました。

②Lablet'sを活用した、あんしんチェックの実施により保障性仕組みの提案力を強化しました。

③総合渉外トレーナーの適正配置及び支店の管理者を含む育成関係者の役割の明確化による総合渉外育成・支援体制の強化に取り組みました。

(4) スマサポチャネルの取り組み強化

①スマサポチャネルの確立（制度化）に向けた体制強化に取り組みました。

②スマサポによるこども共済のご案内活動を実施しました。

(5) エリア戦略の展開による支店ごとの推進活動実践

①支店ごとの地域特性に応じた総合渉外要員数、事業量等の体制構築をはかりました。

②エリア戦略データにもとづく重点取り組み仕組みや訪問先を絞った推進活動の実践に取り組みました。

(6) 推進研修の取り組み

①研修カリキュラム・資料の提供や講師派遣等による、座学と実践・振り返りを通じた研修会を実施し、知識の習得につとめ、十分なお客様対応をはかりました。

②Lablet'sを活用したあんしんチェック・保障提案・契約締結を実施するための知識・スキルアップ研修会を実施しました。

(7) 共栄火災との連携によるJA共済補完機能の強化

①保険業務取扱実施拠点の損害保険募集人が複数人になる体制の確保をはかりました。

②共栄火災による保障補完機能の実効性を高めるとともに、保険業務の利便性と効率性の向上に取り組みました。

(8) コンプライアンス体制の継続的な取り組み強化

①共済推進研修会・推進班別仕組改訂研修会を通じて、法令等の遵守、利用者の立場に立った丁寧な説明等の「正しい推進」の周知・徹底をはかりました。

②利用者サービスの向上と内部牽制体制確保のために、支店要員体制の構築をはかりました。

(9) 推進広報・地域貢献活動の取り組み

①各種媒体を有効活用した、利用者・次世代層・ニューパートナー等に対する積極的なメディア戦略を展開しました。

②交通事故未然防止に関する地域貢献活動と、次世代層との接点づくり強化のための「JA共済アンパンマン交通安全キャラバン」を平成28年5月15日、藤岡市民ホールにて実施しました。

(10) 契約者奨励要項に沿った招待会へのご案内

①平成29年1月21日、藤あや子ショーを開催しました。（参加者1,708人）

ホ. 組合員や地域から必要とされる組織づくり

(1) 広報活動の強化

①従来からの「わかりやすく、見やすく、読みやすく」という編集方針に基づき、広報誌の発行を行いました。世界遺産である高山社に関する特集を継続して、好評を得る等、地域の問題を積極的に取り上げました。

②県内JAの広報誌コンクールで最高賞を獲得しました。さらに内容を充実させるため、平成29年6月号からのリニューアルを目指して、掲載内容や体裁の再確認と検討を続けています。

③地域住民を対象とした「たのふじコミュニティ版」を3カ月に1回発行、管内全戸に新聞折り込みし、JAの広報・イメージアップをはかりました。

④イベントや講習会等のJAの活動を日本農業新聞へ積極的に送稿し、99本が掲載されました。

⑤月に2回放送されるラジオCMのほか、5月のアシスト吉井感謝祭、11月の収穫感謝祭

では、FM群馬の番組「JAグリーンNAVI」で告知を行う等、ラジオを通じたPRを行いました。

- ⑥定期的なホームページ更新による新鮮な情報の提供を行い、広報誌や渉外担当者と接触がない顧客層や若年層への告知につとめました。

(2) 組合員加入促進

- ①「たのふじコミュニティ版」を通じて、主に地域住民へJA事業の紹介、組合員加入のPRを行いました。

(3) 女性組織・青年組織の活動促進による人づくり

- ①1支部1活動を合言葉に、各支部独自の活動を行い、会員も最近4年間で約5割増え、今年度255人になりました。
- ②女性会スコープ三味線の活動もさらに活発化し、披露する場も地域の祭りや道の駅、福祉施設等へも広がりました。
- ③9月の群馬県家の光大会記事活用体験発表では最優秀賞を獲得し、2月に広島で行われた全国家の光大会でも発表を行いました。
- ④本店の調理室を利用した「郷土料理教室」「健康寿命100歳弁当作り」を行いました。
- ⑤みのりの会では地域貢献活動として、道路清掃を行う「クリーン作戦」を5月、7月、12月に実施しました。また、会の活動をPRしようと、活動内容を紹介したシートを作り、本支店の窓口に置きました。
- ⑥青年部では、親子トマト収穫体験教室を7月、コープぐんまと協力したニンジン収穫体験を1月に行ったほか、9月にはららん藤岡でJAたかさき、JA甘楽富岡の両青年部と合同で、農産物販売イベントを行いました。
- ⑦JA新採用職員が地域の農業について理解を深めることができるよう、青年部員が圃場を提供し、研修を受け入れました。

へ. 地域に根ざした相談活動で皆さまの暮らしの充実

(1) 組合員の資産管理及び運用の相談・支援

- ①顧問税理士による無料税務相談会を毎月実施しました。

(2) 資産の保全を含めた総合相談機能の充実・強化

- ①土地活用・リフォーム相談会を実施しました。
- ②施主代行供給施設(賃貸住宅)の定期点検を行い、建物維持管理の修繕提案を実施しました。
- ③賃貸住宅の入居促進広告活動を実施しました。

ト. 地域に信頼・誇れる組合構築に取り組み

(1) マネジメント・サイクルの適正実施

- ①事業検討対策会議を上半期は9月26・27日、下半期は12月20・22日に開催しました。
- ②各部署長よりPDCA(進捗管理のシステム)作業表を用いて、対策の実施や達成の程度及び要因の分析を行い、今後に向けて対策の報告・検討を行いました。

(2) 人材育成

- ①教育体系の確立と各職員の能力・適性に合わせた研修を実施するため、職員が受講した研修内容等を教育担当部署に集約し、研修台帳や受講履歴の整備をすすめました。
- ②新職員がJA職員としての意識を向上させ、円滑なキャリアをスタートできるよう、新職員に対する世話係制度(新職員と世話係に任命された若手先輩職員が業務レポートを通して人間的な成長をはかる取り組み)を継続しました。
- ③新職員が日本農業新聞を購読し、記事の感想をレポートにまとめる取り組みを始めました。

(3) JA経営の健全化向上と実践

- ①支店や事業所の総合的な企画・管理・活用計画を策定する「ファシリティマネジメント(総合的な施設等管理)」による施設・資産の有効活用を目指して、JA全中・JA群馬中央会・外部コンサルタントを加えたプロジェクトを行いました。

5. 農業振興の活動

(1) SA（スマートアグリ）の試験導入・展開

農業の効率化・安定化をはかるため、富士通「食・農クラウド Akisai（秋彩）」等のICT技術をJAがパイロット的に導入し、その後、管内農家に紹介、展開をはかります。特に、生産性の向上を打ち出し、規模拡大を目指す意欲がある農業者を中心に展開します。

・進捗状況・今後の課題

- ① 営農経済部に営農総合支援室を設立し、組合員対応の強化を図るとともに、中期経営計画（農業ビジョン）の実践担当部署としました。
- ② SAに関する展示会への参加、メーカーへの聞き取り等を行い、大手・中小を含めて、調査を行い、数社程度に絞って行いました。しかし、11月に、JA群馬担い手サポートセンターにてSA機器の普及検討会が開かれ、アグリネット（ネボン）の導入助成が決まったため、同システムの導入を決めました。その後、イチゴ、トマト、キュウリの部会組織を通じて、導入生産者の選定を依頼、決定しました。
- ③ 導入後はシステムを有用性や使い勝手等の面から分析を行い、本当に生産拡大、所得増大に結びつくものかを検証します。
- ④ JA研修施設への導入が決定しました。

(2) 新規就農者の獲得

イチゴ生産振興対策等のプランで新規就農者を増やします。獲得には、スマートアグリ導入モデルの提示や「就農パック（農業経営計画書）」で、他JAと差別化をはかるだけでなく、他産業・会社員との競争にも打ち勝ちます。新規就農者は管内だけではなく、県内・全国からも募集する予定です。

・進捗状況・今後の課題

【イチゴ】募集・研修者選考

- ① 研修説明会を9月開催しました。（出席者2名、後日対応1名）
- ② 個別研修を10月、11月の2回行いました。（各1名参加）
- ③ 現状は就農意思が確定していない方が2名、生協に販売する目的で今作型から近隣の生産者に指導を仰ぎ、すでに作付している方が1名で、継続的な研修の希望はなかったため、月1回程度で視察研修を中心とした個別研修の実施に決まりました。
- ④ 今後も基本的に月1回の視察研修を行います。

【イチゴ】試験栽培

- ① 本年度初めて定植株の自力増殖を行った苗をハウスに定植しました。実質的な試験栽培元年となりましたが、現在まで順調に生産されています。生産者の苗に比べると花芽分化は幾分遅れましたが、現段階の栽培状況は良好です。
- ② 本年度の定植用親株増殖は外部委託でありましたが、ウイルスフリー苗の自力増殖を行うための施設を建設しました。
- ③ 生産されたイチゴの販売は、現在はパッケージセンターで販売しています。

【露地野菜】募集・研修者選考

- ① 11月に関係機関と連携した新規就農相談会を開催しました（4組7名の参加がありました）。今回は定年就農希望の参加は再雇用制度が定着したためか例年より少ない状況でした。また、露地野菜以外で施設トマトでの就農希望1名がありました。
- ② 相談会参加者の就農に向けた具体的な相談を個別に行います。
- ③ 相談会以後の就農相談者については個別にその都度対応します。

(3) 休耕地・耕作放棄地・未利用施設の効率的な活用

休耕地・耕作放棄地・未利用施設のデータベースを作成し、既存農家の規模拡大や新規就農者の土地確保をスムーズに進めます。

・進捗状況・今後の課題

- ① 2市1町村と支援センター会議等の折に行政レベルの遊休農地把握状況（データ）について意見交換を行いましたが、遊休農地・耕作放棄地の区別把握はすべての市町村が一部分のみで、また認定基準についても一定でないことが分かりました。
- ② 遊休農地の把握については、行政データを使い行う予定でしたが、行政は個別案件台帳のみの用意であり、遊休農地の把握段階から始める必要が生じたため、業務内容を検討

し、29年度から取り組みを始めます。

(4) コープぐんまの「子ども食体験クラブ」との連携

コープぐんまの食育企画の一環である「子ども食体験クラブ」にJA青年部とともに、青年部員のニンジン畑で、部員が参加者に播種から収穫までの栽培の流れを説明し、ニンジンの収穫体験を実施しました。

6. 地域貢献情報

1 地域貢献の全般に関する事項

組合員数・・・12,730名(うち 正組合員4,693名 准組合員8,037名)
出資金額・・・1,664,874千円

当JAは地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

- 1) 地域住民の皆様とのコミュニケーションをはかるため収穫感謝祭を開催
- 2) 藤岡市夏期大学への協賛
- 3) 毎月1回顧問弁護士による法律無料相談会の開催
- 4) ミセスバレーボール大会・少年野球大会・小学生サッカー大会の実施

2 地域からの資金調達の状況

貯金残高・・・90,329,665千円

組合員はもちろん、地域住民の皆様からの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

主な貯金商品

種 類	内 容	預入金額・単位
総 合 口 座	普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせ大変便利な貯金口座です。	ご融資額はセット定期貯金の+0.5%。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受取、公共料金などの自動支払に便利です。	お預け入れは、1円以上1円単位。
決 済 用 貯 金	①要求払い②決済サービス③無利息の3条件を満たした貯金で貯金保険制度により全額保護。	お預け入れは、1円以上1円単位で無利息。
当 座 貯 金	小切手によりお支払できますので、ご商売をなさる方に便利です。	お預け入れは、1円以上1円単位で無利息。
スーパ-定期貯金	定額方式と期日指定方式があり、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。	お預け入れは、1円以上1円単位。
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で安全確実な商品です。	お預け入れは、1,000万円以上1円単位。
変動金利定期貯金	お預入日の半年ごとに利率の見直しを行います。	お預け入れは、1円以上1円単位。
定 期 積 金	①目標式②定額式の2種類があり、毎月積立てる積立で自動振替が便利です。	お預け入れは、1回あたり1,000円以上1円単位。
財 形 貯 金	お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利に積立できます。	お預け入れは、1回あたり1円以上1円単位。

3 地域への資金供給の状況

貸付金残高・・・・・・・・・・14,601,807千円
 (内訳)
 組合員・・・・・・・・・・9,960,126千円
 地方公共団体等・・・・・・・・2,134,360千円
 その他・・・・・・・・・・2,507,320千円

組合員への融資をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業等へもご融資し、地域経済の質的向上発展に貢献するとともに、日本政策金融公庫(農林水産事業・国民生活事業)住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

・一般資金の主な内容

ご利用いただける先	お使い道	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆様方となります。	様々な資金にご利用いただけます。(一定の審査を致します)	短期資金から長期資金までお使用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類がありまた、長期資金は必要に応じて据え置き期間を設けています。	ご相談の上決めさせていただきます。必要に応じ群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使い道やご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。

・制度資金

農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金等を取扱いしております。

・各種ローン

住宅ローン、教育ローン、フリーローン、マイカーローン、クローバーローン、カードローン等

※他にも、各種用途に合わせた資金をご用意しておりますので、詳しくは支店の窓口へお尋ねください。

4 文化的・社会的貢献に関する事項

- 1) J Aを正しく理解してもらうために、月1回J A広報誌を発刊
- 2) インターネットのホームページにより、利用者への情報提供
- 3) 年度末のディスクロージャー誌もHP上で開示しています
- 4) 大口利用者招待会を実施
- 5) 年金友の会グラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会、芸能発表会の開催
- 6) 組合員・地域の皆様を対象に、収穫感謝祭を開催

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

当組合が保有する経営資産（人・物・金）について、その活用法、運用・回収の危険性、またはその価値の毀損の度合いを判断し、業務の健全かつ適正を確保し、資産・財産の健全化に努めます。

【JAが対応すべきリスクの内容】

1. 信用リスク
信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいう。
2. 市場リスク
金利の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク（金利リスク）ならびに有価証券等の価格および為替等の変動により、保有する資産価値が変動し損失を被るリスク（価格変動リスク）をいう。
3. 流動リスク
財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク（資金繰りリスク）、ならびに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいう。
4. オペレーショナル・リスク
役職員が関連法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりの事務処理を行うこと怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク（事務リスク）をいう。
5. 事業リスク
当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいう。

(2) リスク管理体制の内容

リスク管理委員会規程により、以下の組織を設けている。

- ・リスク管理委員会
- ・金利設定委員会
- ・貸付金専門委員会
- ・リスク管理部会
- ・ALM委員会

以上の委員会は、理事長・副理事長・常勤理事・各部長・各課長・事務局をもって構成されている。

- ・リスク管理地区委員会

上記の管理体制のもと、常勤役員・地区役員・部長・支店長・次長・必要に応じ担当課長をもって構成されている。

(3) 監査体制

全業務について、監事監査を年2回、監査部では年間を通して内部監査を実施し、事故防止・事務水準の向上と合理化・業務の適正化をはかっています。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

(1) 基本方針

JAたのふじでは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

JAたのふじが、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

- ① 社会的責任と公共的使命
- ② 地域社会に密着した質の高いサービスの提供
- ③ 法令や社会的規範の遵守
- ④ 反社会的勢力の排除
- ⑤ 社会とのコミュニケーションの充実

(2) 法令遵守の体制

当JAは、コンプライアンスマニュアルを制定し、すべての役職員がこれを遵守することによって農協の発展をはかるとともに、組合員並びに地域社会の発展に寄与することとする。

また、コンプライアンス委員会の中に統括部署を設置し、コンプライアンス体制全般にわたる企画並びにコンプライアンス・プログラムの策定と実践進捗管理を行っており、策定されたプログラムにより、機関会議の開催・規程の検討と見直し・各研修（理事・責任者・一般）を年2回程度実施するとともに、責任者及び担当者を明確にし、コンプライアンスを徹底することで法令遵守の体制を整えている。

9. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

○ 当JAの窓口案内

本店金融共済部（金融課）	0274-20-1881	藤岡支店	0274-22-4321
本店金融共済部（共済課）	0274-23-4456	小野支店	0274-22-0012
神流支店	0274-23-4466	吉井支店	027-387-3415
美土里支店	0274-22-2353	入野支店	027-387-2072
平井支店	0274-23-1311	万場支店	0274-57-2201
美九里支店	0274-23-2415		

○ 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

○ 電子メールによるお申し出の場合：mail@tanofuji.jagunma.net（本店総務部）

② 紛争解決処理措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

群馬弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）

①の窓口または群馬県JAバンク相談所（電話：027-220-2030）にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申し出いただくことも可能です。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

□ 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、平成29年2月末における自己資本比率は、13.55%となりました。

とりわけ、財務基盤強化のため、平成27年度より5か年計画で自己資本増強運動に取り組んでおり、平成28年度末の自己資本額は、対前年比1億28百万円増の46億円37百万円となっています。

11. 業務・商品サービスのご案内

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・信連・農林中金が結集し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（平成29年4月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総合口座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普通貯金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決済用貯金 (普通貯金・総合口座無利息型決済用)	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯蓄貯金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当座貯金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納税準備貯金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。 利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金自由ですが、 出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通知貯金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただけます。	7日間以上の据置。	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期日指定定期貯金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年。 (据置期間は1年)	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等	
スーパー定期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預り入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。	
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期期日指定方式 1か月超10年未満	お預り入れは、1,000万円以上1円単位です。	
変動金利定期貯金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預り入れは、1円以上1円単位です。	
積立式定期貯金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。	①エンドレス型 1円以上1円単位です。	
		②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定。	②満期日指定型 1円以上1円単位です。	
定期積金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預り入れは、1,000円以上1円単位です。	
財 形 貯 金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。 「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。			
	財形住宅貯金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上	お預り入れは、1円以上です。
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年	お預り入れは、1円以上です。
一般財形貯金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上	お預け入れは、1円以上です。	

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

貯金等の分類		保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注1） （利息のつかない等の3要件を満たす貯金）
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2）	一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金）
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等	保護対象外 破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（平成29年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（平成29年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証	利率
住宅ローン	20歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。	住宅の新築・購入(中古含む)・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～5,000万円(1万円単位)	3年～35年(借換の場合、借換対象ローンの残存期間内)	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済	県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)	①固定変動選択 ②変動金利 ③固定金利
教育ローン	20歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子を持つJA組合員の方となります。 20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子を持つ方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位)	6か月以上最長15年(在学期間+9年)以内(据置期間含む)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	①変動金利 ②固定金利
フリーローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満のJA組合員の方となります。 20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。(ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます)	10万円～300万円(1万円単位)	6か月～5年 6か月～7年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	①変動金利 ②固定金利
マイカーローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満のJA組合員の方となります。 20歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。	お車、バイクのご購入、点検・車検等にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位) ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限	6か月～10年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	①変動金利 ②固定金利
クローバローン	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJA正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。(ただし負債整理資金、共済未払金、経済未払金は除きます)	10万円～300万円(1万円単位)	1か月～5年	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カードローン(約定返済型)	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJA組合員の方となります。 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～50万円(10万円単位) 10万円～500万円(10万円単位)	2年(自動更新) 1年(自動更新)	①毎月返済 ②任意返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	変動金利

※1. 適用金利等詳しくは、窓口にお尋ね下さい。

- お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。
- 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。
また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（平成29年4月1日現在）

金融機関名	資金名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、 農林漁業セーフティネット資金
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育資金

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJ A・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（3年固定利付債、5年固定利付債、10年変動利付債）、新窓販国債（2、5、10年利付国債）の窓口販売の取扱いをしています。

● 投資信託窓口販売

投資信託の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国のJ AのATMや他金融機関等との提携によるATM入出金や年金等の受取、各種料金の自動支払い、などのサービスに努めています。

また、偽造キャッシュカードによる被害防止対策として、全J AにおいてICキャッシュカードを取扱いしております。

サービス・その他商品（主なもの）

（平成29年4月1日現在）

項目	サービス内容
J Aキャッシュサービス※	J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、J AバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソンATM、J Fマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。（セブン銀行・イーネットATM・ローソンATM・ゆうちょ銀行のATMではご入金も無料でご利用が可能です。）
ICキャッシュカード	従来の磁気ストライプのキャッシュカードにICチップを搭載した併用型キャッシュカードです。偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化しました。
J Aカード	J A独自の多彩な特典を備えた「J Aならではの」のクレジットカードで、ICチップを搭載したJ Aカードは、お客さまに安全をお届けいたします。 また、ICキャッシュカードと一緒にになった一体型カードもございます。
J Aネットバンク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、または、スマートフォン・携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。
給与受取サービス	J Aバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引出しができて便利です。全国に約8,000店舗、平日日中に無料で利用できる提携ATMが約95,000台（平成28年3月31日現在 J AバンクATM含む J Aバンク調べ）あります。
年金受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が自動的にお客さまの指定口座に振込まれ、J Aバンクなら全国どこでもお引出しが便利です。
自動支払サービス	毎月かかる公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料）や家賃などは、口座から自動的に、お支払いいただけます。

※ 稼働時間はATMにより異なります。また、ATM稼働時間であってもJ Aバンクのキャッシュカードによるお取引ができない場合がございます。詳しくはお近くのJ Aまたは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税8%相当額を含む）を掲載しています。

(1) A T M利用手数料（1件につき）

※ J AバンクのA T Mを利用する場合

（平成29年4月1日現在）

利用カード	利 用 時 間			手数料
全国 J A 発行の キャッシュカード	平 日	出金	8 : 00 ~ 21 : 00	無 料
		入金	8 : 00 ~ 21 : 00	無 料
	土曜日	出金	8 : 00 ~ 21 : 00	無 料
		入金	8 : 00 ~ 21 : 00	無 料
	日曜日・祝日	出金	8 : 00 ~ 21 : 00	無 料
		入金	8 : 00 ~ 21 : 00	無 料
提携金融機関の キャッシュカード (東京三菱UFJ銀行を除く)	平 日	出金	8 : 00 ~ 8 : 45	216円
			8 : 45 ~ 18 : 00	108円
			18 : 00 ~ 21 : 00	216円
	土曜日	出金	9 : 00 ~ 14 : 00	108円
			14 : 00 ~ 17 : 00	216円
	日曜日・祝日	出金	9 : 00 ~ 17 : 00	216円
三菱東京UFJ銀行の キャッシュカード	平 日	出金	8 : 00 ~ 8 : 45	108円
			8 : 45 ~ 18 : 00	無 料
			18 : 00 ~ 21 : 00	108円
	土曜日・日曜日・祝日	出金	9 : 00 ~ 17 : 00	108円
クレジットカード (自動キャッシング)	平 日	出金	8 : 00 ~ 8 : 45	108円
			8 : 45 ~ 18 : 00	無 料
			18 : 00 ~ 21 : 00	108円
	土曜日	出金	9 : 00 ~ 14 : 00	無 料
			14 : 00 ~ 17 : 00	108円
	土曜日・日曜日・祝日	出金	9 : 00 ~ 17 : 00	108円

(2) 為替関係手数料（1件につき）

（平成29年4月1日現在）

区 分	取 扱 内 容		金 額	窓口利用	A T M利用	ネットバンク
振込手数料	系統宛	本支店宛	1万円未満	108円	無 料	無 料
			1万円以上3万円未満	216円	無 料	無 料
			3万円以上	432円	無 料	無 料
		県内 J A	1万円未満	108円	108円	108円
			1万円以上3万円未満	216円	108円	108円
			3万円以上	432円	324円	216円
		県外系統宛	1万円未満	108円	108円	108円
			1万円以上3万円未満	216円	108円	108円
			3万円以上	432円	324円	216円
	他行宛	電信扱い	1万円未満	432円	324円	216円
			1万円以上3万円未満	540円	432円	216円
			3万円以上	756円	648円	432円
		文書扱い	3万円未満	432円	—	—
			3万円以上	648円	—	—

区 分	取扱内容	手数料
送金手数料	県内系統宛	432 円
	県外系統宛	432 円
	他 行 宛	648 円
代金取立手数料 (隔地間)	県内外系統宛	648 円
	他行普通扱い	864 円
	他行至急扱い	1,080 円

区 分	取 扱 内 容	手数料
そ の 他 諸 手 数 料	送金・振込組戻料	864 円
	不渡手形返却料	864 円
	取立手形組戻料	864 円
	取立手形店頭呈示料	一 円

(3) 諸手数料

(平成29年4月1日現在)

取 扱 内 容	基 準	手 数 料
貯金残高証明書発行手数料	1 通あたり	324 円
通帳・証書再発行手数料	1 冊 (枚) あたり	1,080 円
ICキャッシュカード再発行手数料	1 枚あたり	1,080 円
カード再発行手数料	1 枚あたり	1,080 円
取引口座履歴明細表 (端末出力)	1 口座あたり	540 円
取引口座履歴明細表 (電算依頼)	1 口座あたり	実費+540 円
取引口座履歴明細表 (コム出力)	1 口座あたり	3,240 円
小切手帳交付手数料	1 冊あたり	540 円
自己宛小切手交付手数料	1 枚あたり	540 円
約束手形帳交付手数料	1 冊あたり	540 円
貸金庫利用料	1 契約あたり (年額)	3,240 円
口座振替手数料(契約に基づくもの)	1 件あたり	108 円
国債口座管理手数料	1 口座あたり (月額)	無料 円
JAネットバンク基本手数料※	1 契約あたり (月額)	無料 円
個人情報開示事務手数料	1 件あたり	実費+1,080 円

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」の理念のもとに、日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたる様々なリスクに幅広く対応し、生活の安定をはかるため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。これらの「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供することで、これからも皆さまの“暮らしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済……万一のときを一定期間保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズにも応えるプランもあります。
- 医療共済……………病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
- 引受緩和型医療共済
……………健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査もなく簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 養老生命共済……万一のときの一定期間の保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
- 一時払養老生命共済
……………まとまった資金を活用して加入する養老生命共済です。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。

○こども共済……お子さまの将来の進学時の学資や将来の資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済……相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済……法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済……日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。

○火災共済……住まいの火災損害を保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これを進めるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダを省こうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善を図っていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導事業は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善を図っていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をJAのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をJAでは宅地等供給事業として行なっています。これはJAが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 JAが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡しまたは貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 JAが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 JAが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもJAでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

JAでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（精米、精麦、製粉など）して組合員に引き渡しを行っています。